

吹田市水道部公告第 3 7 号

津雲低区配水幹線布設工事（高野台工区）に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 8 月 1 日

吹田市水道事業管理者職務代理者 吹田市水道部長 原田 有紀

記

制限付一般競争入札（総合評価落札方式）実施要領

1	工事名称	津雲低区配水幹線布設工事（高野台工区）		
2	工事場所	吹田市津雲台 1 丁目地内ほか		
3	工 期	令和 7 年 9 月 1 9 日～令和 9 年 2 月 1 0 日 ただし、低入札価格調査の対象となった場合の始期は、別途定める日とする。		
4	工事種類	土木一式工事		
5	工事概要	D I P 布設工	φ 3 0 0 m m	9 4 0 . 1 m 他
		仕切弁設置工（G X 型ソフトシール弁）	φ 3 0 0 m m	4 基 他
		仕切弁設置工（G X 型メタルシート弁）	φ 2 0 0 m m	1 基 他
		消火栓設置工（単口地下式）	φ 7 5 m m	6 基
		排水栓設置工	φ 7 5 m m	1 基
		急速空気弁設置工	φ 2 5 m m	1 基
		不断水分岐設置工	φ 3 0 0 m m × φ 3 0 0 m m	1 基
		排水施設設置工		1 式
		既設管撤去工		1 , 1 7 1 . 2 m
		給水管切替工		4 箇所
		道路本復旧工		1 式
		付帯工		1 式
		仮設工		1 式
6	予定価格	2 4 7 , 8 2 0 , 0 0 0 円（税抜）		
7	低入札調査基準価格	事後公表とする。		
8	失格基準価格	事後公表とする。		
9	入札回数	1 回		
10	入札保証金	吹田市水道部会計規程第 5 2 条の規定に基づき免除		

- 11 契約保証金 契約金額の10%以上
- 12 支払条件 (1) 前払い 有り (当該年度における出来高予定額の40%以内の額。令和7年度・令和8年度各1回)
- (2) 中間前払い 有り (当該年度における出来高予定額の20%以内の額。令和7年度・令和8年度各1回)
- (3) 部分払い 有り (令和7年度末1回)
- ※前払い金、中間前払い金及び部分払い金の支払いについては、当該請求に係る年度の予算額を限度とする。
- 13 主な保険等 以下に掲げる全て
- (1) 労働者災害補償保険
- (2) 土木工事保険等
- (請負代金額かつ「工期+1か月」で加入)
- (3) 第三者に対する損害賠償保険
- (1事故対人1名につき、3,000万円以上、かつ総額2億円以上)
- (4) 建設業退職金共済
- 14 入札参加資格 以下に掲げる要件を全て満たしていること。
- (1) 吹田市水道部制限付一般競争入札 共通入札説明書 (以下「共通入札説明書」という。) で示す資格要件を全て満たしていること。
- (2) 市内事業者 (本市の入札参加有資格者名簿 (以下「資格者名簿」という。) に市内本店で登載されている者) であること。ただし、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者 (本市の資格者名簿に市内支店で登載されている者) として登載後、公告の日において1年を超えている者であること。
- (3) 本市の令和7年度の入札参加有資格者等級格付けにおいて、本案件と同一の業種でB等級以上の認定を受けていること。
- (4) 本案件と同一の業種について、特定建設業許可を有すること。
- (5) 本案件と同一の業種に関し、監理技術者を1名以上、工事現場に専任配置できること。ただし、入札参加資格確認申請受付最終日 (以下「受付最終日」という。) において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること。(他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。)
- (6) 官公庁等 (国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。) が発注した工事で配水管工事を元請として施工した実績がある者であること。(完成・引き渡し受付最終日まで完了していること。) ただし、特定建設工事共同企業体 (JV) による施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。なお、事業協同組合にあっては、事業協同組合が元請として受注し、完成・引渡しが完了した実績とする。
- (7) 本市水道部が公告する土木一式工事の電子入札案件で、令和7年度中に落札

(落札候補者を含む。)した件数が、本件の落札候補者決定時において2件未満である者であること。ただし、特定建設工事共同企業体(JV)での落札案件等、入札参加申し込み・受注件数の制限の対象外とした案件を除く。

(8) 本市水道部が公告する電子入札案件で、令和7年度中に本案件以外の業種(建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事を除く。)を落札(落札候補者を含む。)していないこと。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、受注業種の制限を対象外とした案件を除く。

(9) 本市水道部が公告する電子入札案件で、本案件と開札日が同一の案件がある場合、本案件以外の業種(建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事を除く。)に参加申請していない者であること。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、入札参加申し込みの制限を対象外とした案件を除く。

(10) 受付最終日において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書(以下「評価値通知書」という。)の写しを吹田市(総務部契約検査室)に提出していること。(未提出の場合は、必ず令和7年8月18日(月)までに提出すること。)

(11) 総合評価に関する以下の書類を吹田市(総務部契約検査室)に今年度未提出又は提出したが修正がある場合、受付最終日までに郵送により**吹田市(総務部契約検査室)に提出していること**(受付最終日必着)。様式については吹田市電子入札システム(以下「システム」という。)からダウンロードし、郵送に当たっては記録の残る郵便等(特定記録や書留等)を使用すること。

ア 総合評価落札方式による技術評価点申請書(様式第1号)

イ 事業者の施工能力、地域・社会貢献等申告書(様式第3号)

ウ 上記イに係る証拠書類

エ 工事成績評定点実績申告書(様式第4号)

(12) 総合評価に関する以下の書類を受付最終日までに郵送により**吹田市水道部に提出していること**(受付最終日必着)。様式についてはシステムからダウンロードし、郵送に当たっては記録の残る郵便等(特定記録や書留等)を使用すること。また、封筒の表面に「総合評価」の文言と「工事名」を朱書すること。

ア 配置予定技術者の有する資格申告書(様式第2号)

※ 申告する配置予定技術者の評価点が0点の見込みでも提出すること。

イ 上記アに係る証拠書類

ウ 市内下請の活用に係る誓約書(様式第5号)

※ 上記ウの評価項目で評価点を取得したい場合は提出すること。

なお、提出された書類については返却しない。

とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

16 入札参加資格確認申請及び結果

(1) 申請受付期間

令和7年8月4日(月)午前9時から

令和7年8月18日(月)午後5時までのシステム稼働中

(2) 結果通知日

令和7年8月28日(木)

17 設計図書等の交付方法

システムからダウンロードすること。

18 質疑及び回答

(1) 質疑受付締切日時 令和7年8月8日(金)午後5時

(2) 回答掲載開始日 令和7年8月14日(木)

19 入札書の提出及び開札

(1) 入札書受付期間

令和7年9月5日(金)午前9時から

令和7年9月8日(月)午後5時までのシステム稼働中

(2) 開札日時

令和7年9月9日(火)午前9時30分以降

(開札は、公告番号順に行う。)

20 落札候補者の決定

(1) 開札後に行うシステムにより提出された書類等の審査の結果、入札参加資格有と認められ、かつ、予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。なお、落札候補者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。ただし、14(10)の評定値通知書の写しが期限までに提出されない場合は、入札は無効となるため、落札候補者になることはできない。

(2) 低入札価格調査の対象となった入札者は、吹田市建設工事低入札価格調査実施要領第8条に掲げる資料を2部作成し、原則として開札日から起算して2営業日の正午を期限とし、吹田市水道部に提出するものとする。

なお、提出されない場合は、失格とする。

(3) 低入札価格調査において、調査に必要な書類のほかに当該工事を主管する室及び課の長が必要とする資料の提出を求める場合がある。また、ヒアリング等の調査に対して誠実に応じることとし、調査に協力しない低入札価格入札者は失格とする。

(4) 低入札価格で入札を行った者は、落札候補者となっても必ずしも落札者とならない場合があるので留意すること。

(5) 評価値の同じ者が複数ある時は、電子くじにより落札候補者を決定する。

21 事後審査

落札候補者に対しては、吹田市水道部から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を電子ファイル（形式はPDF）にて、(5) のメールアドレス宛に送信すること。電子ファイルを確認後、吹田市水道部から連絡するので、押印が必要な書類は原本を水道部企画室宛に郵送又は持参で提出すること。なお、配置予定技術者等調書及び積算内訳書（落札候補者用）については、システムよりダウンロードして作成すること。

(1) 提出日時 令和7年9月9日（火）午後3時まで

(2) 提出場所 吹田市水道部企画室（経理グループ）

(3) 提出書類（各1部）

ア 配置予定技術者等調書

イ 配置予定技術者（監理技術者）の資格者証の写し（監理技術者講習修了証の写しについても提出すること。）

ウ 現場代理人及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的（受付最終日において3か月以上の雇用関係）に雇用していることが確認可能なもの

エ 入札参加資格要件を満たす元請受注実績が確認可能な書類（契約書・仕様書・設計図書・CORINS 工事カルテの写し等）

オ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し

カ 直近の評定値通知書の写し

キ 積算内訳書（落札候補者用）

ク 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書

(4) 提出された証拠書類については、返却しない。

(5) メールアドレス

吹田市水道部企画室 sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp

22 総合評価に関する事項

(1) 総合評価方式の種類 特別簡易型

(2) 総合評価値の算出方法 加算式とし、下記の式により算出する。

評価値＝価格評価点（50点）＋技術評価点（15点）

(3) 評価項目等

システムに添付している「吹田市総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準」のとおり

(4) 評価結果等の公表

落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表する。

ア 落札者の商号又は名称

イ 入札参加者の入札価格及び評価値

(5) 総合評価方式を行う理由

総合的に優れた調達を実現するため。

- 23 その他 入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。
- 24 問い合わせ 吹田市南吹田3丁目3番60号
吹田市水道部企画室（経理グループ）（吹田市水道部本館3階）
電話（直通） 06-6384-1253